

# 『合理的配慮の提供』が 法的義務に！

～公立幼稚園、小・中学校、高等学校に必要な準備～



平成27年3月  
大分県教育庁特別支援教育課



おおいたユニバーサルデザインシンボルマーク

# 『合理的配慮の提供』が法的義務になる時代

平成19年9月	障害者の権利に関する条約に署名	障がい者の人権・基本的自由の確保を目指し、国連総会で採択（H18）された条約に国が賛同しました。
平成23年8月	障害者基本法改正	
平成25年6月	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（成立）	
平成25年8月	学校教育法施行令改正	
平成26年1月	障害者の権利に関する条約の批准（発効は同年2月19日）	
平成28年4月	障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（施行）	

国が条約に拘束され、以下について取り組みます。（外務省HPより）

- 障がい者の権利の実現に向けた取り組みが一層強化されます。
- 人権尊重についての国際協力が一層推進されます。

## 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の概要

～国公立学校で法的義務となる事項～

### 1 差別的取り扱いの禁止

注）特別支援学校、特別支援学級等への就学は不当な差別的取り扱いではありません。

### 2 合理的配慮の提供

- (1) 対象の範囲：身体障がい、知的障がい、発達障がい、精神障がい（高次脳機能障がい）、  
＊障害者手帳の有無を問いません。
- (2) 合理的配慮：物理的環境や意思疎通への配慮、ルール・慣行の柔軟な変更など、  
必要な変更・調整のこと
- (3) 留意点
  - ・財政、体制上に過度な負担のない範囲で実施する。
  - ・意志の表明がない場合であっても、当該者が合理的配慮を必要としていることが明白である場合には、自主的な取組に努めることが望ましい。（文部科学省基本方針）

○設置者及び学校は、その**基礎的環境整備**に応じて「**合理的配慮**」を提供します。

合理的配慮の基礎となる環境で、不特定多数に提供するもの

マン・ツー・マンに提供するもの

### 基礎的環境整備

- ①ネットワークの形成・連続性のある多様な学びの場の活用
- ②専門性のある指導体制の確保
- ③個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成等による指導
- ④教材の確保
- ⑤施設・設備の整備
- ⑥専門性のある教員、支援員等の人的配置
- ⑦個に応じた指導や学びの場の設定等による特別な指導
- ⑧交流及び共同学習の推進

＊設置者により基礎的環境整備状況は異なるので、合理的配慮の提供内容も異なります。

# 合理的配慮ってどんなこと？

活動に見通しを持たせる配慮

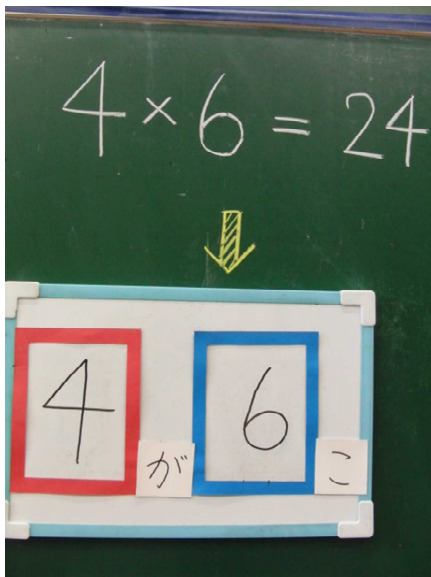


タイムタイマー

指示を分かりやすくする配慮



特性に応じた  
教材・板書の配慮



## 【学校における合理的配慮の観点】

### ①教育内容・方法

#### ①-1 教育内容

①-1-1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮

①-1-2 学習内容の変更・調整

#### ①-2 教育方法

①-2-1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮

①-2-2 学習機会や体験の確保

①-2-3 心理面・健康面の配慮

### ②支援体制

②-1 専門性のある指導体制の整備

②-2 幼児児童生徒、教職員、保護者、地域の理解啓発を図るための配慮

②-3 災害時等の支援体制の整備

### ③施設・設備

③-1 校内環境のバリアフリー化

③-2 発達、障がいの状態及び特性等に応じた指導ができる施設・設備の配慮

③-3 災害時等への対応に必要な施設・設備の配慮

整理・整頓をしやすくする配慮



(事例提供先)

平成26年度多様な学びの場充実モデル実践事業に係る協力校から

- ・国東市立安岐小学校
- ・日出町立日出小学校

# 合理的配慮とは！

## 目的

### 【障害者権利条約 第24条】

人格、才能及び創造力並びに精神的及び身体的な能力をその可能な最大限度まで発達させること。

## 定義

### 【障害者差別解消法 第7条】

必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるもので、性別、年齢及び障がいの状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

## 手順

- ①障がいの状態の把握
- ②本人・保護者の教育的ニーズの把握  
(個別の教育支援計画、個別の指導計画)
- ③変更・調整が必要な場面  
(各教科、特別活動、行事等、休み時間、給食、清掃 等)
- ④障がいの状態に応じて必要な変更・調整  
\* 学校における合理的配慮の観点  
(11項目) に応じて検討

### 合理的配慮を決定する条件（中教審分科会報告）

学校の設置者及び学校に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの。

- ⑤基礎的環境整備（8項目）の確認
- ⑥本人・保護者、学校、設置者の合意形成

- ⑦合理的配慮の提供

## 成果

### 【中教審初中分科会報告（H24.7）最も本質的な視点】

授業内容が分かり、学習活動に参加している実感・達成感を持ちながら、充実した時間を過ごしつつ、生きる力を身に付けていけること。

## 事例

インクルーシブ教育システム構築支援データベース（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所）は“インクルDB”で検索できます！

インクルDB

